

令和6年 No.10

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

附属学校運営体制の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

○東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部改正及び副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和6年3月8日 附属学校運営会議 審議・承認

令和6年3月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月14日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和6年規程第6号

東京学芸大学附属学校運営規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）
- (2) 東京学芸大学附属学校教員選考規程（平成18年規程第25号）

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営体制の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 教育活動（第4条—第11条）</p> <p>第3章 学期及び休業日（第12条—第14条）</p> <p>第4章 職員組織等</p> <p>第1節 職員（第15条—第23条）</p> <p>第2節 人事（第24条・第25条）</p> <p>第3節 職員会議（第26条—第30条）</p> <p>第4節 学校評議員（第31条—第38条）</p> <p>第5節 事務室（第39条）</p> <p>第6節 校則等（第40条・第41条）</p> <p>第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議</p> <p>第1節 附属学校運営部（第42条—第46条）</p> <p>第2節 附属学校運営会議（第47条—第55条）</p> <p>第6章 附属学校校長・副校長会（第56条—第59条）</p> <p>第7章 学校評価（第60条）</p> <p>第8章 雑則（第61条—第63条）</p> <p>附則</p> <p>〔省略〕</p> <p>（教育目標）</p> <p><u>第3条</u> 〔省略〕</p> <p>第2章 教育活動 （学校経営計画）</p> <p><u>第4条</u> 〔省略〕</p> <p>2 校長は、学校経営計画を策定したときは、<u>附属学校運営部長</u>（以下「運営部長」という。）を通じて<u>学長</u>に報告するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>3 〔省略〕</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第2条の2</u>）</p> <p>第2章 教育活動（<u>第2条の3</u>—<u>第9条</u>）</p> <p>第3章 学期及び休業日（<u>第10条</u>—<u>第11条の2</u>）</p> <p>第4章 職員組織等</p> <p>第1節 職員（<u>第12条</u>—<u>第16条</u>）</p> <p>第2節 人事（<u>第17条</u>・<u>第18条</u>）</p> <p>第3節 職員会議（<u>第19条</u>—<u>第23条</u>）</p> <p>第4節 学校評議員（<u>第24条</u>—<u>第30条</u>）</p> <p>第5節 事務室（<u>第31条</u>）</p> <p>第6節 校則等（<u>第32条</u>・<u>第32条の2</u>）</p> <p>第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議</p> <p>第1節 附属学校運営部（<u>第33条</u>—<u>第35条の2</u>）</p> <p>第2節 附属学校運営会議（<u>第36条</u>—<u>第44条</u>）</p> <p>第6章 附属学校校長・副校長会（<u>第45条</u>—<u>第48条</u>）</p> <p>第7章 学校評価（<u>第48条の2</u>）</p> <p>第8章 雑則（<u>第49条</u>—<u>第51条</u>）</p> <p>附則</p> <p>〔省略〕</p> <p>（教育目標）</p> <p><u>第2条の2</u> 〔省略〕</p> <p>第2章 教育活動 （学校経営計画）</p> <p><u>第2条の3</u> 〔省略〕</p> <p>2 校長は、学校経営計画を策定したときは、<u>学長</u>に報告するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>3 〔省略〕</p>

(教育課程の編成及び報告)

第5条 附属学校の教育課程は、校長がこれを編成し、毎年3月末日までに運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

2 〔省略〕

(1)～(4) 〔省略〕

3 〔省略〕

(学校いじめ防止基本方針)

第6条 〔省略〕

2 校長は、いじめ防止基本方針を定め又は改定したときは、運営部長を通じて学長に報告するとともに、これを公表しなければならない。

3 〔省略〕

(学校安全計画等)

第7条 〔省略〕

2 校長は、学校安全計画及び学校保健計画を策定したときは、運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

3 〔省略〕

(修学旅行及び校外行事)

第8条 校長は、修学旅行及び宿泊を要する校外行事を実施するときは、実施計画書を添えて、あらかじめ運営部長を通じて学長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行き先が海外であるものについては、事前に運営部長を通じて学長の承認を受けなければならない。

(出席停止)

第9条 校長は、児童生徒等が学校保健安全法第19条の規定に該当するときは、出席を停止させることができる。

2 校長は前項の措置を行ったときは、その状況を速やかに運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

(児童・生徒の懲戒)

(教育課程の編成及び報告)

第3条 附属学校の教育課程は、校長がこれを編成し、毎年3月末日までに学長に報告しなければならない。

2 〔省略〕

(1)～(4) 〔省略〕

3 〔省略〕

第4条 削除

(学校いじめ防止基本方針)

第4条の2 〔省略〕

2 校長は、いじめ防止基本方針を定め又は改定したときは、学長に報告するとともに、これを公表しなければならない。

3 〔省略〕

(学校安全計画等)

第4条の3 〔省略〕

2 校長は、学校安全計画及び学校保健計画を策定したときは、学長に報告しなければならない。

3 〔省略〕

(修学旅行及び校外行事)

第5条 校長は、修学旅行及び宿泊を要する校外行事を実施するときは、実施計画書を添えて、あらかじめ学長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行き先が海外であるものについては、事前に学長の承認を受けなければならない。

(出席停止)

第6条 附属小学校長、附属中学校長又は附属国際中等教育学校長は、児童又は生徒(ただし、附属国際中等教育学校にあっては、前期課程に在学する生徒に限る。)が性行不良であって、他の児童又は生徒の教育に妨げがあり、学校教育法第35条第1項の規定に準じて出席停止を命ずる必要があると認めるときは、速やかに学長に申し出なければならない。

2 学長は、前項の規定による申し出を受けたときは、その対象となる児童又は生徒の保護者に対し、当該児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

第7条 校長は、児童生徒等が学校保健安全法第19条の規定に該当するときは、出席を停止させることができる。

2 校長は前項の措置を行ったときは、その状況を速やかに学長に報告しなければならない。

(児童・生徒の懲戒)

第10条 〔省略〕

2・3 〔省略〕

4 懲戒の処分を行うときは、校長は、あらかじめ運営部長を通じて学長の承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第11条 校長は、児童生徒等の傷害、死亡、感染症又は集団的疾患その他の異例の事故が発生したときは、直ちにその事情を運営部長に連絡し、速やかに文書をもって報告しなければならない。

2 運営部長は、前項の連絡及び報告を受けたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第3章 学期及び休業日

(学期)

第12条 学期は、第40条に規定する各附属学校の校則で定める。

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する日
- (3) 各附属学校の開校記念日
- (4) 夏季休業日として校長が定める日
- (5) 冬季休業日として校長が定める日
- (6) 春季休業日として校長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、附属小金井中学校の休業日は、前項第1号、第2号及び第4号から第6号までに定めるものとする。

3 校長は、前2項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

4 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

5 校長は、前2項の規定により休業日の変更等を行ったときは、運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

第14条 〔省略〕

第4章 職員組織等

第1節 職員

第15条～第18条 〔省略〕

第8条 〔省略〕

2・3 〔省略〕

4 懲戒の処分を行うときは、校長は、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第9条 校長は、児童生徒等の傷害、死亡、感染症又は集団的疾患その他の異例の事故が発生したときは、直ちにその事情を学長に連絡し、速やかに文書をもって報告しなければならない。

第3章 学期及び休業日

(学期)

第10条 学期は、第32条に規定する各附属学校の校則で定める。

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する日
- (3) 各附属学校の開校記念日
- (4) 夏季休業日として校長が定める日
- (5) 冬季休業日として校長が定める日
- (6) 春季休業日として校長が定める日

2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

4 校長は、前2項の規定により休業日の変更等を行ったときは、学長に報告しなければならない。

第11条の2 〔省略〕

第4章 職員組織等

第1節 職員

第12条～第12条の4 〔省略〕

(統括副校長)

第19条 〔省略〕

2 統括副校長は、附属学校運営会議の意見を聴き、運営部長が任命し、学長に報告しなければならない。

3・4 〔省略〕

第20条 〔省略〕

(園舎長)

第21条 〔省略〕

2・3 〔省略〕

(附属特別支援学校の各部の主事)

第22条 〔省略〕

2 主事は校長が命じ、運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

(主任等)

第23条 〔省略〕

2～4 〔省略〕

5 主任等は校長が命じ、運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

第2節 人事

(人事)

第24条 附属学校教員の人事は、第47条に規定する附属学校運営会議の意見を聴き、運営部長が行う。

2 校長は、所属教員の人事に関する意見を運営部長に申し出ることができる。

3 附属学校教員の人事に関する手続及び基準等については、運営部長が別に定める。

第25条 〔省略〕

第3節 職員会議

(趣旨)

第26条 職員間において意見の交換を行い、共通理解の促進を図り、当該校長の職務の円滑な執行に資するため、学校教育法施行規則の規定に基づき、附属学校に職員会議を置く。

第27条～第30条 〔省略〕

第4節 学校評議員

第31条 〔省略〕

(職務)

第32条 学校評議員は、次に掲げる事項について、当該校長の求めに応じ、意見

(統括副校長)

第12条の5 〔省略〕

2 統括副校長は、附属学校運営会議の意見を聴き、附属学校を所掌する副学長が任命し、学長に報告しなければならない。

3・4 〔省略〕

第12条の6 〔省略〕

(園舎長)

第13条 〔省略〕

2・3 〔省略〕

第14条 削除

(附属特別支援学校の各部の主事)

第15条 〔省略〕

2 主事は校長が命じ、学長に報告しなければならない。

(主任等)

第16条 〔省略〕

2～4 〔省略〕

5 主任等は校長が命じ、学長に報告しなければならない。

第2節 人事

(人事)

第17条 附属学校教員の人事は、第36条に規定する附属学校運営会議の意見を聴き、学長が行う。

2 校長は、所属教員の人事に関する意見を学長に申し出ることができる。

3 附属学校教員の人事に関する手続及び基準等については、学長が別に定める。

第18条 〔省略〕

第3節 職員会議

(趣旨)

第19条 職員間において意見の交換を行い、共通理解の促進を図り、当該附属学校長の職務の円滑な執行に資するため、学校教育法施行規則の規定に基づき、附属学校に職員会議を置く。

第20条～第23条 〔省略〕

第4節 学校評議員

第24条 〔省略〕

(職務)

第25条 学校評議員は、次に掲げる事項について、当該附属学校長の求めに応じ

を述べ、評価を行うことができる。

(1)～(5) 〔省略〕

2 〔省略〕

第33条～第35条 〔省略〕

(委嘱等の報告)

第36条 校長は、学校評議員の委嘱又は委嘱の解除を行った場合は、運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

第37条・第38条 〔省略〕

第5節 事務室

(事務室)

第39条 附属学校の事務を処理させるため、事務室を置く。

2 事務室において処理する事務は、国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）第16条に定める附属学校課に所属する職員が行う。

第6節 校則等

(校則)

第40条 〔省略〕

(校務規則)

第41条 〔省略〕

2 附属学校運営部は、校務に関する規則等に意見を述べることができる。

第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議

第1節 附属学校運営部

(業務)

第42条 附属学校運営部（以下「運営部」という。）は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 附属学校の運営に関する指導・助言に関すること。
- (2) 大学と一体となった附属学校の運営の推進に関すること。
- (3) 大学と附属学校間及び附属学校相互間の連絡調整に関すること。
- (4) 附属学校における危機管理に関すること。

、意見を述べ、評価を行うことができる。

(1)～(5) 〔省略〕

2 〔省略〕

第26条～第28条 〔省略〕

(委嘱等の報告)

第28条の2 校長は、学校評議員の委嘱又は委嘱の解除を行った場合は、学長に報告しなければならない。

第29条・第30条 〔省略〕

第5節 事務室

(事務室)

第31条 附属学校の事務を処理させるため、事務室を置く。

2 事務室に関する規則は、別に定める。

第6節 校則等

(校則)

第32条 〔省略〕

(校務規則)

第32条の2 〔省略〕

2 附属学校運営部は、校長の求めにより、校務に関する規則等に意見を述べることができる。

第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議

第1節 附属学校運営部

(業務)

第33条 附属学校運営部（以下「運営部」という。）は、大学と一体となった附属学校の運営を図るとともに、大学と附属学校間及び附属学校相互間の連絡調整を行う。

(業務の統括)

第34条 附属学校を所掌する副学長は、学長の命を受け、附属学校の運営に関する業務を統括する。

(附属学校運営部長)

第43条 運営部に、運営部長を置き、附属学校危機管理を所掌する副学長をもって充てる。

2 運営部長は、学長の命を受け、次の各号に掲げる業務を遂行する。

- (1) 附属学校の運営に関する業務及び運営部の業務の統括
- (2) 附属学校教員の人事に関する事。

(附属学校運営参事)

第44条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）を置き、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てる。

- (1) 本学の専任教授
  - (2) 本学の専任教授又は副校長（副校長相当の職を含む。）を経験し、附属学校の運営に造詣が深く又は優れた識見を有する者
- 2 運営参事は、附属学校統括を所掌する副学長又は運営部長の命を受け、業務を処理する。

3 運営参事は、附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。

4・5 〔省略〕

(附属学校副運営参事)

第45条 〔省略〕

- 2 副運営参事は、運営参事の職務を助けるほか、運営部に関する業務で、運営部長から命ぜられた業務、プロジェクト等を行う。
- 3 〔省略〕
- 4 副運営参事は、附属学校運営会議の意見を聴き、運営部長が任命し、学長に報告する。
- 5 〔省略〕

(附属学校運営推進室)

第46条 運営部の事務を処理するため、附属学校運営推進室（以下「運営推進室」

(附属学校運営部長)

第34条の2 運営部に、附属学校運営部長（以下「運営部長」という。）を置き、本学の専任教授をもって充てる。

- 2 運営部長は、附属学校を所掌する副学長の監督の下に、運営部を統括する。
- 3 運営部長は、学校教育法に規定する校長（園長）職に相当する。
- 4 運営部長は、附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。
- 5 運営部長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 6 欠員が生じた場合の後任運営部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属学校運営参事)

第35条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）を置き、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てる。

- (1) 本学の専任教授
  - (2) 本学の専任教授又は副校長（副校長相当の職を含む。）を経験し、附属学校の運営に造詣が深く若しくは優れた識見を有する者
- 2 運営参事は、附属学校を所掌する副学長の監督の下に、大学と附属学校間の連絡調整、附属学校への指導・助言を行うほか、附属学校の運営に関する業務を処理する。

3 運営参事は、学校教育法に規定する校長（園長）職に相当する。

4 運営参事は、役員会及び附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。

5・6 〔省略〕

(附属学校副運営参事)

第35条の2 〔省略〕

- 2 副運営参事は、運営参事の職務を助けるほか、運営部に関する業務で、附属学校を所掌する副学長から命ぜられた業務やプロジェクト等を行う。
- 3 〔省略〕
- 4 副運営参事は、附属学校運営会議の意見を聴き、附属学校を所掌する副学長が任命し、学長に報告する。
- 5 〔省略〕

(附属学校支援室)

第35条の3 削除

(附属学校運営推進室)

第35条の4 運営部の事務を処理するため、附属学校運営推進室（以下「運営推進



という。)を置く。

2 運営推進室に関する規則は、別に定める。

### 第2節 附属学校運営会議

#### 第47条・第48条 〔省略〕

(組織)

第49条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属学校統括を所掌する副学長
- (2) 運営部長
- (3) 運営参事
- (4) 校長 2名
  
- (5) 事務局長

2 前項第4号の委員は、次のいずれかの方法により選出し、運営部長が任命する。

- (1) 全校長の互選による選出
- (2) 運営会議の意見を聴き、運営部長が選出

#### 第50条 〔省略〕

2 〔省略〕

(委員長等)

第51条 運営会議に委員長を置き、附属学校統括を所掌する副学長をもって充てる。

。

2・3 〔省略〕

(会議)

第52条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第49条第1項第4号の委員については、校長のうちから委員長が指名した代理者の出席を可とし、同項第5号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2・3 〔省略〕

#### 第53条～第55条 〔省略〕

### 第6章 附属学校校長・副校長会

#### 第56条 〔省略〕

(組織)

第57条 校長・副校長会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属学校統括を所掌する副学長
- (2) 運営部長

室] という。)を置く。

2 運営推進室に関する規則は、別に定める。

### 第2節 附属学校運営会議

#### 第36条・第37条 〔省略〕

(組織)

第38条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属学校を所掌する副学長
- (2) 運営部長
- (3) 運営参事
- (4) 附属学校長又は副校長 4名
- (5) 統括副校長
- (6) 事務局長

2 前項第4号の委員は、運営会議の意見を聴き、副学長が任命する。

#### 第39条 〔省略〕

2 〔省略〕

(委員長等)

第40条 運営会議に委員長を置き、附属学校を所掌する副学長をもって充てる。

2・3 〔省略〕

(会議)

第41条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第38条第1項第4号の委員については、附属学校長又は副校長のうちから委員長が指名した代理者の出席を可とし、同項第6号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2・3 〔省略〕

#### 第42条～第44条 〔省略〕

### 第6章 附属学校校長・副校長会

#### 第45条 〔省略〕

(組織)

第46条 校長・副校長会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属学校を所掌する副学長
- (2) 運営部長

<p>(3) 運営参事  (4) <u>校長</u>  (5) <u>副校長</u>  (委員長等)</p> <p><u>第58条</u> 校長・副校長会に委員長を置き、<u>附属学校統括を所掌する副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p><u>第59条</u> 〔省略〕</p> <p>第7章 学校評価  (学校評価)</p> <p><u>第60条</u> 校長は、学校教育法施行規則に基づき、教育活動その他の学校運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた附属学校の児童生徒等の保護者その他の附属学校の関係者（当該附属学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合は、その結果を<u>運営部長を通じて学長</u>に報告しなければならない。</p> <p>4 〔省略〕</p> <p>第8章 雑則  <u>第61条～第63条</u> 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u>  <u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(3) 運営参事  (4) <u>附属学校長</u>  (5) <u>附属学校副校長</u>  (委員長等)</p> <p><u>第47条</u> 校長・副校長会に委員長を置き、<u>附属学校を所掌する副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p><u>第48条</u> 〔省略〕</p> <p>第7章 学校評価  (学校評価)</p> <p><u>第48条の2</u> 校長は、学校教育法施行規則に基づき、教育活動その他の学校運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた附属学校の児童生徒等の保護者その他の附属学校の関係者（当該附属学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 校長は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合は、その結果を<u>学長</u>に報告しなければならない。</p> <p>4 〔省略〕</p> <p>第8章 雑則  <u>第49条～第51条</u> 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>
--	---

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部改正及び副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号。以下「運営規程」という。）<u>第24条第3項</u>の規定に基づき、附属学校教員の選考に関し必要な事項を定める。</p> <p>[省略]</p> <p>(附属学校教員の選考)</p> <p>第3条 附属学校教員の選考は、運営規程<u>第24条第1項</u>の規定に基づき、<u>運営部長</u>が行う。</p> <p>[省略]</p> <p>第2章 副校長候補者の選考 (選考申請)</p> <p>第5条 副校長の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長は、あらかじめ副校長候補者選考申請書（様式1）を附属学校運営会議委員長（以下「運営会議委員長」という。）に提出し、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）の承認を得るものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 副校長推薦委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>附属学校統括を所掌する副学長</u></li> <li>(2) 附属学校運営部長</li> <li>(3) 附属学校運営参事</li> <li>(4) 当該校の長</li> <li>(5) <u>附属学校統括を所掌する副学長</u>が他の附属学校の長のうちから指名した者 3</li> </ol>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号。以下「運営規程」という。）<u>第17条第3項</u>の規定に基づき、附属学校教員の選考に関し必要な事項を定める。</p> <p>[省略]</p> <p>(附属学校教員の選考)</p> <p>第3条 附属学校教員の選考は、運営規程<u>第17条第1項</u>の規定に基づき、<u>学長</u>が行う。</p> <p>[省略]</p> <p>第2章 副校長候補者の選考 (選考申請)</p> <p>第5条 副校長の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長は、あらかじめ副校長候補者選考申請書（様式1）を附属学校運営会議委員長（以下「運営会議委員長」という。）に提出し、附属学校運営会議（以下「運営会議」という。）の承認を得るものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第7条 副校長推薦委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>附属学校を所掌する副学長</u></li> <li>(2) 附属学校運営部長</li> <li>(3) 附属学校運営参事</li> <li>(4) 当該校の長</li> <li>(5) <u>附属学校を所掌する副学長</u>が他の附属学校の長のうちから指名した者 3名</li> </ol>

<p>名 (委員長) 第8条 副校長推薦委員会に委員長を置き、<u>附属学校統括を所掌する副学長</u>をもって充てる。 2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(副校長候補者の選考) 第10条 副校長候補者の選考は、副校長推薦委員会が候補適格者として運営会議委員長に推薦した者のうちから、運営会議が行う。 2 候補適格者の推薦は、副校長候補適格者選考結果報告書(様式2)により行う。 3～8 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(組織) 第14条 推薦委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 当該校の長が当該校の主任等(附属学校運営規程第22条、<u>第23条第1項及び第2項</u>に規定するもの)のうちから指名した者 1名 (5) 〔省略〕 2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(その他) 第20条 この規程に定めるもののほか、附属学校教員の選考に関し必要な事項は、運営会議の議を経て<u>運営部長</u>が別に定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>様式1 副校長候補者選考申請書</p>	<p>(委員長) 第8条 副校長推薦委員会に委員長を置き、<u>附属学校を所掌する副学長</u>をもって充てる。 2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(副校長候補者の選考) 第10条 副校長候補者の選考は、副校長推薦委員会が候補適格者として運営会議委員長に推薦した者のうちから、運営会議が行う。 2 候補適格者の推薦は、副校長候補適格者選考結果報告書(様式2)により行う。 3～8 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(組織) 第14条 推薦委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 当該校の長が当該校の主任等(附属学校運営規程第15条、<u>第16条第1項及び第2項</u>に規定するもの)のうちから指名した者 1名 (5) 〔省略〕 2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(その他) 第20条 この規程に定めるもののほか、附属学校教員の選考に関し必要な事項は、運営会議の議を経て<u>学長</u>が別に定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>様式1 副校長候補者選考申請書</p>
---	---

〔省略〕

2 上記1の申請について承認後に開設する、副校長候補適格者推薦委員会の構成委員は次のとおり予定しています。（第7条による委員）

- (1) 附属学校統括を所掌する副学長
- (2)～(8) 〔省略〕

様式2

副校長候補適格者選考結果報告書

〔省略〕	推薦委員会			〔省略〕
	開催 年月日	賛成 投票数	推薦委員職・氏名	
			<u>附属学校統括を所掌する副学長</u> 〔省略〕	

〔省略〕

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

〔省略〕

2 上記1の申請について承認後に開設する、副校長候補適格者推薦委員会の構成委員は次のとおり予定しています。（第7条による委員）

- (1) 附属学校を所掌する副学長
- (2)～(8) 〔省略〕

様式2

副校長候補適格者選考結果報告書

〔省略〕	推薦委員会			〔省略〕
	開催 年月日	賛成 投票数	推薦委員職・氏名	
			<u>附属学校を所掌する副学長</u> 〔省略〕	

〔省略〕